

【農地法の許可を要しない土地の証明願提出書類】

◎受付期間：毎月20日～24日(土・日・祝日を除く開庁時間内)

●証明書類は提出前3か月以内のものに限る。

●書類は2部(原本とコピー)提出すること。

番号	提出書類	備 考
1	証明願 (様式第49号)	①届出者の住所・氏名・土地の表示は原則として <u>登記簿</u> に記載されているとおりの字体を使用。 ②届出者の住所が登記簿と異なる場合は、現在の所在地の住所を記入し、 <u>住民票、戸籍の附票、法人登記事項証明書等</u> で住所のつながりが分かるものを添付。
2	土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る) 又は 登記情報提供サービスによる <u>照会番号付き</u> 不動産登記情報	①照会番号付き不動産登記情報は下記の条件を満たしたものの。 ・照会番号(10桁)が記載されていること。 ・発行年月日が記載されていること。 ・発行日から100日以内であること。 ・行政機関等で照会番号を利用していないこと。 ・提出日時点で照会可能なこと。
3	周辺土地利用状況図	①住宅地図の写し等。 ②申請地がわかるよう <u>赤線</u> で囲む。
4	公図の写し	①申請地がわかるよう <u>赤線</u> で囲む。
5	土地利用平面図	①申請地の区域内の利用状況が分かるよう記載。
6	空中写真	①提出日より <u>20年以上前</u> の日本地図センター等が発行した <u>証明書付写真</u> 。現況が当時から農地でないことがわかる写真ならモノクロでも可。写真と縮尺を合わせた透明または半透明の公図線重図(申請地は <u>赤線</u> で囲む)をテープ等で写真にとめる。
7	評価証明書	①土地・家屋等の評価証明。
8	現況写真	①届出地を含めた周辺の写真を <u>3方向以上</u> 撮影。 ②届出地を <u>赤線</u> で囲む。 ③撮影方向を記入した図(公図の写しや周辺土地利用状況図に矢印で撮影方向と写真番号を記載したもの)を添付。
9	経過説明書	①農地でなくなった事情を時系列に沿って詳細に記載。(任意様式)
10	委任状	①代理人に申請手続きを委任している場合に添付(<u>要押印</u>)。

・事前に県担当者と現地調査を行いますので、3、4、5番の書類(コピーを2部)を農業委員会に持参してください。

・申請内容によっては、この他にも必要に応じて書類の提出を求めることがあります。

・提出書類は原本を提出すること。(提出時に原本が確認できればコピーを添付でも可)

・求積図による提出は認められません。

【主な対象地】

① 天変地変によって農地性を失った土地で原状に復することが困難と認められるもの。

② 既に農地以外の土地となっていることが明白なもの※のうち、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間農地法第51条の規定による処分(違反転用に対する処分)を受けていないもの。

※建物敷地等、利用形態がはっきりしているものが対象。長期間耕作せずに放置され、雑草・灌木類が自生している状態のものは対象外。